

児童虐待死亡事例検証報告書

令和 2 年 9 月

仙台市社会福祉審議会児童福祉専門分科会

措置・里親審査部会

本報告書については、プライバシーに配慮した取扱いをお願いします。

はじめに

本市において、平成 31 年 1 月 18 日、母が自宅で、双子の児童（生後 2 か月）に十分な栄養を与えずに放置し、1 名を死亡させ、もう 1 名に傷害（脱水症状）を負わせる事件が発生した（事例 1）。この事例は、双子のきょうだいに当たる第 1 子第 2 子出産時から区役所が支援を行ってきた母子であった。また、児童相談所では、母の養育放棄により第 1 子・第 2 子を一時保護・措置しており、家庭復帰に向けた取り組みを行っているところであった。加えて、本児ら双子の児童の養育放棄の通告があり、母への指導を行っていた。面談や訪問を重ねていた中の母の発言は二転三転しており一貫性がなく、実際の生活状況を十分に把握できないなか事件が発生した。

また、平成 31 年 3 月 27 日、父が自宅で、児童（7 歳）の首を絞め、窒息により死亡させる事件が発生した（事例 2）。この事例では事件発生前に、母からの離婚後の生活相談があったが、児童の養育に関してリスクのある家庭としては認識していなかった。

児童虐待による死亡事例等については、必要な再発防止策を検討するため、地方公共団体において事実の把握や発生原因の分析等の検証を行うこととされている。事例を通して今後の児童虐待防止の取り組みが強化され、1 人でも多くの命を救うことにつながることを願うものである。

目 次

はじめに

I 検証について	2
1 検証の目的	
2 検証の方法	
II 事例 1 の検証	2
1 事例の概要	
2 家族の状況	
3 事件に至る経過	
4 裁判の傍聴から明らかになった事実	
5 事例 1 の検証を通じての問題提起	
III 事例 2 の検証	16
1 事例の概要	
2 家族の状況	
3 事件に至る経過	
4 裁判の傍聴から明らかになった事実	
5 事例 2 の検証を通じての問題提起	
IV 問題解決に向けての提言	19
V 委員名簿	21
VI 検証会議の開催状況	21

I 検証について

1. 検証の目的

虐待による児童の死亡事例について、事実の把握と発生原因の分析等を行い、必要な再発防止策を検討するために行う。

なお、この検証は、児童虐待の再発防止を目的とするものであり、特定の組織や個人の責任の追及、関係者の処罰を目的とするものではない。

2. 検証の方法

刑事裁判の傍聴のほか、下記の関係機関からの資料提供又はヒアリング等により、情報の収集と整理を行った。その後、それらを踏まえた課題を抽出し、再発防止のための対応策について検討を行った。

- ①区役所母子保健及び児童福祉担当部署
- ②児童相談所
- ③出産病院

II 事例1の検証

1. 事例の概要

平成31年1月18日、母が自宅で、双子の児童（生後2か月）に十分な栄養を与えずに放置し、1名を死亡させ、もう1名に傷害（脱水症状）を負わせた。母は逮捕、起訴され、令和元年7月、保護責任者遺棄致死傷罪で懲役6年（求刑8年）の判決が言い渡された。母は控訴せず、判決が確定した。（以下、死亡した児を「本児」といい、傷害を負った児と合わせて両名を「本児ら」という。）

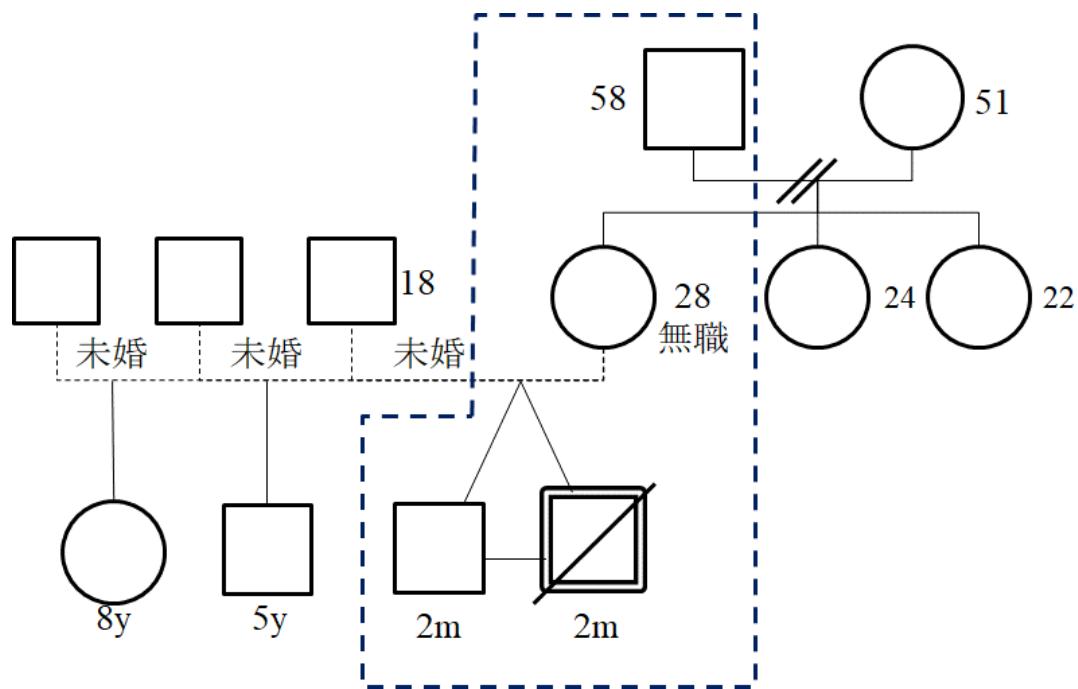
経過の概要は以下の通り。

- ・平成30年2月 本児らの父に当たる人物との交際中に、第1子・第2子（本児らのきょうだい）が母のネグレクトにより一時保護された。
- ・同年4月 本児らの妊娠が判明。本児らの父に当たる人物は妊娠がわかると連絡が取れなくなった。同時期に第1子・第2子の一時保護により世間体を気にした母は祖母宅から祖父宅に生活の場を移したもの、関係する支援機関には、正確な居所を届出しなかった。
- ・同年5月 母が妊娠届を提出、区役所で面談を実施した。要保護児童対策地域協議会に特定妊婦として登録。区役所及び児童相談所では産科の病院と連携しながら支援を継続。
- ・同年11月 本児ら出生。出生後、産科の病院と区役所が連携して、2週間健康診査、新生児全戸訪問及び1か月健康診査で継続的に見守りを実施した。
- ・同年12月 母が飲酒しながら授乳している様子を動画配信しているとの通告があり、児童相談所で受理。本児らの安全確認を行うとともに、母への指導を行った。
- ・平成31年1月 第1子・第2子の家庭復帰にむけた宿泊交流のため、祖母宅で母子が年末年始を過ごした。その後、母は本児らを連れて祖父宅に居所を移した。
- ・同年1月17日 母が祖父宅で1週間以上ミルクの代わりに清涼飲料水を与え続けており、低ナトリウム血症や栄養失調を起こした本児らが緊急搬送された。

・同年1月18日 事件発生

2. 家族の状況（年齢は事件当時）

実母（28歳）同居
本児（第3子） (0歳) —
本児のきょうだい（第4子） (0歳) —
母方祖父 (58歳) 同居
母方祖母 (51歳) 別居
本児のきょうだい（第1子）(8歳) 別居
本児のきょうだい（第2子）(5歳) 別居



3. 事件に至る経過

時期	本児らの状況	家族等の状況
平成 30 年 (2018)/2/5		本児らのきょうだい（第1子）が母のネグレクトにより一時保護される。
2/27		本児らのきょうだい（第2子）が母のネグレクトにより一時保護される。
4/11		
4/23		
4/27		母が産科を受診し、双子であることがわかる。
4/28		第1子・第2子児童養護施設措置入所。
5/8		母が妊娠9週で妊娠届を提出。
5/11		
5/17		母が病院にて妊婦健康診査を受診。病院にて母は「今回の自分の妊娠に祖母はあきれており、祖母からの養育支援を得られない」と話した。

関係機関ごとの対応内容	
児童相談所	区役所
母子が母のパートナーとともに車中泊をしており、第1子を一時保護。	
母子が母のパートナーとともに車中泊をしており、第2子を母に対して指導したが、改善が見られず、一時保護。	
第1子・第2子の一時保護に関し、母へ次回面接日を電話連絡した際に、母から聞き取った内容は以下の通り。 ・第1子・第2子が一時保護された世間体が気になり現在祖父宅にいる。 ・仕事を探し始めている。 ・パートナーに騙されており、別れた。今は連絡を取っていない。 ・第2子の保育所を退所した。家も仕事も決まっていない状況のため、養育できない。生活が再建できるまでしばらく第1子・第2子を預かっていてほしい。	
面談を実施。第1子・第2子の児童養護施設措置について説明した。面談後、母の希望で第1子・第2子との面会を行った。母から聞き取った内容は以下の通り。 ・パートナーに騙されており、別れた。 ・妊娠した。産みたいと考えているが、恐らく、現在3か月で墮胎を考えるのであれば、今月中に判断しなければならないと考えている。	
母と面接を行うとともに、母から第1子・第2子の措置に必要な書類を受領。	
	母が母子健康手帳交付手続きで来所、面談を行った。母から聞き取った内容は以下の通り。また、要保護児童対策地域協議会に特定妊婦として登録。 ・パートナーは妊娠がわかった後に逃げた。双胎で驚いたが産むことに決めた。 ・現在無職で経済的に心配。仕事を探している。生活保護は制約があり避けたい。 ・第1子・第2子は児童相談所に保護され児童養護施設に措置入所になった。できるだけ早く引き取り一緒に暮らしたい。 母に対し双胎のリスクについて説明するとともに生活保護も考慮に入れて生活の安定を考えることが大事であることを説明。出産費用については、所得状況により助産制度が利用できることを情報提供。
母及びおば（母の妹）と面接を行い、おばに対して今回の児童養護施設措置の理由を説明。 おばから、母の相談に乗ることや第1子・第2子の見守り等について協力を得ることを確認。	
	母が来所、面談を行った。母から聞き取った内容は以下の通り。 ・就職面接を7、8件受けたがすべて不採用だった。 ・病院で受診したところ、双胎児のため妊婦健康診査の回数が増えることの説明を受け、医療費が心配になったので生活保護の受給も考え、相談に来た。 生活保護担当部署で相談するよう勧め、生活保護について相談して、今後の方針を決めたら、再度家庭相談窓口に来てもらうよう依頼し、母も了承。
	生活保護担当部署で制度説明を行い、母は祖母と相談すると話す。

時期	本児らの状況	関係機関ごとの対応内容	
		児童相談所	区役所
5/21		病院から電話で、母について、児童相談所の関わり、妊娠を把握しているかどうか確認したいとの問い合わせを受け、把握している状況を報告した。	病院と電話で以下の内容を情報共有。 ・病院では次回の妊婦健康診査で面談予定であること。 ・児童相談所からは以下の話を聞いている。「母は上の2人を引き取りたいと言っているが、第1子・第2子は戻りたくないと言っている。引き取るために生活再建を目指すのであれば妊娠の継続は難しいことを話そうと思うが、母は産む決心が固く、産む方向になりそうだる。」
5/24		母及び祖母と面接を行う。祖母より措置入所の理由について質問があり、説明。 祖母は本児らも含めて経済面、養育面から支援すると話す。 今後の面会や外泊時に祖母から協力してもらえることも確認。	
6/8		母へ電話連絡し、面会交流の振り返りを行うとともに、今後の面会交流について説明。母から聞き取った内容は以下の通り。 ・体調は良好であり、アルバイトを始めた。 ・生活保護は受給しないこととした。出産は助産制度を利用する。	
6/15	第1子・第2子の児童手当3か月分が口座に振り込まれる。(口座振込の通知は、住民票住所(祖母宅)に送付。)		
6/21	母が病院にて妊婦健康診査を受診し面談。		
6/29		要保護児童対策地域協議会実務者会議(特定妊婦) 母の双胎妊娠が判明。パートナーと連絡取れなくなり、経済的にも無職。 (課題) 第1子・第2子の時とは状況が異なり祖母からの支援は得られない。親族からのサポートはあるが、母はネグレクト傾向あり、双子の養育に関し支援が必要。 (方針) 訪問、電話等で本人の経済面、妊婦健康診査の受診状況を確認。養育環境を整えられるよう支援、関係機関との情報共有を継続。	
6/30		母と第1子・第2子が入所児童養護施設にて面会を行った。母から第1子・第2子は出産前に家庭復帰できるかどうかとの質問があり、経済的な支援の確保、生活の場の確定等準備が必要と回答。 母から聞き取った生活状況は以下の通り。 ・生活保護を受給せず、アルバイトで3~4万/月の収入を得ている。 ・現在は祖母宅におばたちと4人で生活している。祖父宅には戻らない。このまま祖母宅で生活する。	
7/2			6/21の病院で行われた妊婦健康診査の際の面談内容について病院と情報共有。 ・母は第1子・第2子が保護されていることで近所からの目が気になり、祖母の元を離れ、祖父宅に住んでいる ・母は「出産一時金で出産費用は何とかなる。祖母、おばと協力して産後育児は行える」と話す。 母に状況確認のため電話するが不通
7/4		第1子・第2子に関するケース会議	
7/5	母、病院にて妊婦健康診査を受診。		母に状況確認のため電話するが不通
7/18			母に状況確認のため電話するが不通
7/19	母が病院にて妊婦健康診査を受診。		母に状況確認のため電話するが不通
7/24	母が病院にて妊婦健康診査を受診し面談。		母に状況確認のため電話するが不通
8/2	母が病院にて妊婦健康診査を受診。	第1子・第2子の入所している児童養護施設との情報交換を実施。	
8/3		母へ電話連絡を行い、家庭訪問や第1子・第2子の家庭への外出について確認。	母に状況確認のため電話するが不通

時期	本児らの状況	
8/6		
8/9		
8/10		
8/16		母が病院にて妊婦健康診査を受診し面談。
8/21		
10/4		
10/5		母が病院にて妊婦健康診査を受診。
10/18		母が病院にて妊婦健康診査を受診し面談。
10/22		
10/26		
11/18		母 予定入院
11/19	出生 本児：体重 2,634g 本児のきょうだい：体重 2,762g	病院にて本児ら出産（37週） (祖母収入が有り助産対象にはならなかった)
11/22		退院前カンファレンスの実施
11/25	退院生後 6 日 本児：体重 2,610g 本児のきょうだい：体重 2,700g	母、退院時エジンバラ産後うつ病質問票 (EPDS) 3 点 入院中は愛着良好で、夜間に疲労の訴えあり。

関係機関ごとの対応内容	
児童相談所	区役所
	7/24 に病院で行われた妊婦健康診査の際の面談内容について病院と情報共有するとともに、8/16 の受診の際に保健師と面談が可能か否か母に意思確認していただくよう依頼した。母についての情報提供を受ける。 ・祖母宅に戻っている、家族からの金銭的援助得られない。
	母について関係機関より情報提供を受ける。 ・双子を妊娠している。炎天下でアルバイトをして生計を立てている。
祖母宅を家庭訪問し、母及びおばと面談を行った。	
	8/16 に病院で行われた妊婦健康診査の際の面談内容について病院と情報共有。 母は区役所からの支援は必要ないと話し、病院での保健師との面談も拒否。
第1子・第2子に関するケース打合せ。 面会交流は継続。今後の面会は自宅で行う方針。	
母へ電話連絡。 母からはお腹が目立つようになり、身動きが厳しく、仕事も出来ないとの話があり、今後の面会は自宅で行うよう提案するとともにおば等の協力をお願いしたいと依頼。 また、第1子・第2子の引き取りについて尋ねられ、出産後の生活、状況を確認して検討していくと回答。	
	10/18 に病院で行われた妊婦健康診査の際の面談内容について病院と情報共有。母が話した内容は以下の通り。 ・母は仕事を辞めて区役所からの支援について受け入れること。 ・母はパートナーとの関係は継続していること。 ・母は単身生活も考えたが、児童相談所から祖母とおばの助けを借りて育児をすることが第1子・第2子の家庭復帰の条件だと言われたためにあきらめたこと。
要保護児童対策地域協議会実務者会議(特定妊婦) (課題) 家族から金銭以外のサポートは受けられるというが、母のネグレクト傾向には不安あり。双子の養育に際し状況を確認していく必要あり。 (方針) 病院と連携し、出産に向けて継続支援。出産後は早めの新生児訪問を行い、育児状況等確認する。	
病院から以下の内容について情報共有。 ・双子の男児を出産した。産後の経過は良好。 ・退院前に区役所の保健師が来院予定。	
(退院前カンファレンスについて、区役所より児童相談所に出席の要請があったが、出席不要と判断し不参加。)	退院前カンファレンスで母と面談を行った。母から聞き取った内容は以下の通り。また、出生届提出時には手続きに同行して相談をおこなうこととした。 ・祖母宅で暮らし、家族のサポートを受け育児していく。 ・パートナーとは連絡取っておらずサポートは得られない。 ・第1子・第2子の児童手当等の支給が止められている。本児らの手当が認められるか心配。

時期	本児らの状況	家族等の状況	関係機関ごとの対応内容	
			児童相談所	区役所
11/26			<p>第1子・第2子を措置した児童養護施設担当に、電話で出産の内容を報告。児童養護施設より以下の状況報告を受けた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・母から面会の希望の電話があったが新生児を連れての面会は避けてほしい。 ・母の産後も心配が多い。時期を検討して第1子・第2子を家に訪問させたい。 <p>母に電話連絡し、出産後の状況について以下の内容を聞き取るとともに、母より第1子・第2子との面会希望があり。上記児童養護施設担当者の方針を説明。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・居場所は祖父宅、養育協力者は祖父母とおばとなる ・母乳がよく出るし、育児の困難さはない。区役所から保健師が訪問に来た。 	
11/27		母が出生届を提出。児童扶養手当、児童手当、子ども医療費助成の申請を行う。		<p>出生届提出及び各種手続きのために来庁。各窓口での申請手続きに担当職員が同行。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童扶養手当については、出生届を提出した当日のために必要書類が整わず、手続きが未完了。 ・第1子・第2子の児童養護施設への入所措置を受けた児童扶養手当の資格喪失届を提出。
12/5	2週間健康診査受診 本児：体重 2,940g 本児のきょうだい：体重 2,940g	本児のきょうだいの体重増加量が少なく、授乳回数を1回多めにするよう病院が母に助言。		
12/10			<p>親族（母方大おば）より以下の内容の情報提供があり、引き続き今後の協力を依頼。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・母と本児らは祖父宅で生活している。衛生状態が悪い。 ・おむつやミルク（4缶）を買って差し入れした。 ・昨日訪問したが、部屋の中にごみ袋が置かれ、おむつが投げ入れられている。部屋も汚れており掃除されていない感じ。 	
12/11			<p>母が飲酒しながら授乳している動画が配信されている、という匿名通報あり。動画の特定はできず。</p> <p>区役所と児童相談所で情報を共有。これまで飲酒しての授乳やそれに関する助言指導なし。児童相談所から、区役所で12/12に新生児訪問を行う際、事実確認してもらうよう依頼。</p>	
12/12	新生児訪問 本児：体重 3,200g 本児のきょうだい：体重 3,100g	母 EPDS 1点		<p>新生児訪問を実施（祖母宅）。母から、未婚で子どもが増えたことが気まずく、かかりつけ医を変更することを考えているとの話がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本児らの安全を確認。 ・病院からの授乳回数増の指導を継続するよう助言 ・飲酒・喫煙について危険性を説明。 ・全体的に掃除が行き届いていないような不衛生さがある。 ・双子の会への参加を案内
12/14			区役所と児童相談所で12/12の新生児訪問時の状況について情報共有。	
12/15		祖父がインフルエンザ・肺炎で年末まで仕事を休む。		
12/18	一か月健康診査受診 2名とも体重増 本児：体重 3,374g 本児のきょうだい：体重 3,342g	病院にて本児らの一か月健康診査実施も、母は費用支払わず。	<p>母へ飲酒をしながら本児らに授乳している旨の通告の件で電話連絡。母から後ほど折り返し連絡するとの話で電話が切られる。</p>	
12/19			<p>母と電話し、本児らの通告の件で12/26 14時から面接を行いたいため、母子での来所を依頼。</p> <p>家庭訪問（祖母宅）を行い、母から年末年始は第1子・第2子について3泊させたいとの希望が示されるが、12/26の面談内容を検討したうえで決定すると伝え、母も了承。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・母の部屋は片付いていたが動物臭がした。 ・本児らが布団の上に寝ていた。 	

時期	本児らの状況	家族等の状況	関係機関ごとの対応内容
			児童相談所 区役所
12/26			飲酒中の授乳動画について母に事実確認と指導を行った。本児らを連れてくるよう伝えていたが一人で来所。母から聞き取った内容は以下の通り。 <ul style="list-style-type: none">・飲酒しながらの授乳については否定。喫煙については 3~4 時間あけて授乳している。・第 1 子・第 2 子が家庭復帰した際には経済的なことも考え、母子生活支援施設に入ろうと考えている。・現在は母方大おばがオムツ等の消耗品を買ってきてくれる。祖母も食料を買ってきてくれる。
12/27			区役所と児童相談所で情報共有。 12/26 母との面接の結果について児童相談所から報告。区役所の意見は以下の通り。 <ul style="list-style-type: none">・新生児訪問時に聞かれた内容に違いはないため、おそらく母の話した内容は事実と思われる。・1月にも架電し生活状況を確認し、必要に応じて家庭訪問を検討する。
12/28			祖母に電話をし、第 1 子・第 2 子の試験外泊について、夜間は祖母、日中はおばが協力可能であることを確認するとともに、本児らの生活状況で気になる点があれば連絡いただくよう依頼。
12/31		第 1 子・第 2 子 試験外泊（年末年始） 母と本児ら祖母宅で過ごす	
平成 31 年 (2019) /1/3		第 1 子・第 2 子が児童養護施設に戻る。 母と本児ら祖父宅に居宅を移す	
1/4			児童養護施設より年末年始の試験外泊について報告を受ける。
1/9		母が本児らにミルクの代わりに清涼飲料水を与える始める。(金銭的不安、外出困難の理由でミルクを購入せず)	
1/11		第 1 子・第 2 子に関する児童扶養手当が口座に振り込まれる。(支給保留となっていた第 1 子・第 2 子措置前の分。口座振込の通知については住民票住所(祖母宅)に送付)。	
1/17		母が祖母とおばに対し本児の写真を送付し、ミルク購入を依頼。 曾祖父に依頼し、車で本児を連れスーパーにミルクを買いに行く。	
		祖母、おばが付き添い、母が本児らを急患診療所に搬送。診療所では対応できず、病院へ搬送。	
	入院 本児：体重 3,150g 本児のきょうだい：体重 3,114g	本児ら病院に入院 本児らは極度の低ナトリウム血症・低栄養状態・脱水症状、本児は低体温症も併発。	
1/18	本児死亡	保護責任者遺棄致死容疑で母が逮捕される。	母より本児死亡の連絡。 病院より虐待通告。病院から警察へ連絡するよう依頼。

4. 裁判の傍聴から明らかになった事実

- ・母は妊婦健康診査を欠かさず受診していた。
- ・平成 30 年 4 月ごろから母は祖父宅に居所を移しているが、その際に、祖父から経済的に援助はできない旨を告げられていた。祖父は金融機関等からの借り入れもあり経済的には余裕はなかった。
- ・祖父は夕方から深夜にかけて仕事をして、日中は仮眠をとっており、育児を手伝うことができない状況だった。
- ・祖父は平成 30 年 12 月中旬にインフルエンザに罹患し、年末まで仕事を休んでおり、収入が大幅に減る状況となっていた。
- ・母は本児らの 1 か月健診時の費用が未払いとなっており、祖母に言われるまで病院に連れて行かなかった。母は、本児らを病院に連れて行くとその費用も請求されると思ったと述べている。
- ・母は、事件当時、手元にミルク代はあったがミルクを買わなかたのは、徒歩で双子を連れて買いに行けるところを知らなかつた、次にお金がいつに入るかわからなかつたため、と述べている。
- ・第 1 子・第 2 子の児童扶養手当が平成 31 年 1 月 11 日に母の届出口座に振り込まれていたが、母は気が付かなかつたと述べている。
- ・母はスマートフォンのゲームや SNS に 1 日 12 時間程度を費やしていた。母は現実逃避であったと述べている。
- ・事件発生時の室内の様子は、ごみが散乱しており、食べかけの容器や、残飯が放置されていた。本児らが使っていた敷布団は尿はん（おしっこをした痕）様のものがあり、アンモニア臭がした。おむつも交換せず、1 月 9 日以降本児らを風呂にも入れず、不衛生な状況で養育を行っていた。

5. 事例 1 の検証を通じての問題提起

これまでの調査で明らかになつた事実及び本事例での課題として以下の点を挙げる。

(1) 養育に課題のある妊産婦への支援

母は同居家族からの経済的な支援を受けておらず、妊婦の体で炎天下にアルバイトをするほど、経済的に困窮していた。産後も、1 か月検診費用が未納となっており、困窮状態は継続していた。

また、祖母宅近隣での世間体が悪くなつたことを理由に、居所を祖父宅に移しており、なお一層支援の必要な双子の養育を一人で行い、身体的にも大変な状況であった。双子を連れての外出や日常の買い物も困難が伴つた。

同居家族がいれば支援が受けられると考えがちだが、今回のケースのように家族間の人間関係が悪化していたり、経済的に余力がなかつたりすれば、支援が受けられるとは限らない。逆に、母子だけであれば利用できる制度や支援が、家族がいるために利用できない、という状況も考えられる。

養育に課題を抱える妊産婦に対しては、家族以外からの支援を受ける選択肢もあつたのではないか。

(2) 措置児童の保護者という側面

本件の母は双胎妊娠かつ経済的不安を抱える妊婦という支援対象であるとともに、児童養護施設に措置されている第1子・第2子の保護者という側面を持っていた。

母は児童相談所から指導を受けており、第1子らの家庭復帰の条件を「祖母らと同居し、養育支援を受けること」と受け止めていた。一方で、母は祖父宅に居所を移していた。

第1子らの家庭復帰を強く望む母は、祖父宅にいて困窮している現状を関係機関に相談できなかつたのではないか。

(3) 多胎妊娠・多胎育児の負担軽減

第1子・第2子養育中は祖母宅にて、祖母からの養育支援を受けていたが、本児の出産後は祖父宅に居所を移しており、祖父からは養育の支援を受けていなかった。多胎児の育児は、体力面の負担が大きく、必要な外出等もままならない状況になっていたと思われる。多胎児の子育て世帯向けの制度を利用していれば、状況が変わっていたのではないか。

(4) 関係機関の間での情報共有

祖母らは母及び本児らが祖父宅で生活していることを関係機関には話していなかった。

その一方で、母のおばから児童相談所に対し「母子らが祖父宅で生活している、ミルク等を渡した、衛生状態が悪い」との情報提供があった。これらの情報は、主任児童委員等地域や区役所へは共有されていなかった。

情報提供があった数日後に区役所が祖母宅に訪問をして本児らを確認しており、事前に情報提供の内容が共有されていれば、支援の方法が変わったのではないか。また地域での見守りなど他の方法での支援ができたのではないか。

(5) 予期しない妊娠からの児童虐待を防ぐための取り組み

母は10代で妊娠し未婚のまま第1子を出産し、その後も予期しない妊娠と出産を2度繰り返した。家族の反対を押し切っての出産であり、周囲からの支援は得にくくなっていた。

また、それぞれ父にあたる男性とは、妊娠判明後連絡が取れなくなってしまっており、男性からの養育支援も経済的援助もない中で子どもを育てていた。

予期せぬ妊娠により生活困窮や母一人で子育てを担わなければならない状況に陥り、児童虐待に至ってしまう事例を減らすための取り組みが必要ではないか。

III 事例 2 の検証

1. 事例の概要

平成 31 年 3 月 27 日、父が午後 11 時ごろ、自宅マンション寝室で、児童の首を絞め殺害。犯行当時、母は仕事で外出中。帰宅後も気が付かず、朝になり児童の異変に気づいた模様。翌朝午前 7 時半ごろ、父から警察へ 110 番通報し、児童は午前 9 時 40 分ごろ搬送先の病院にて死亡確認。父は右脇腹に（自ら刺したと思われる）刺し傷があるが軽傷で命に別状はない。父は逮捕、起訴され、令和 2 年 2 月、殺人罪で懲役 10 年（求刑 12 年）の判決が言い渡された。父は控訴せず、判決が確定した。（以下、死亡した児を「本児」という。）

本件では児童相談所、区役所母子保健及び児童福祉担当部署とのかかわりがなかったが、母が離婚後の生活相談ということで区役所に来庁し、相談をしている。相談の経過及び概要は以下の通り。

- 平成 31 年 3 月 12 日区役所に児の母が相談のため来所。（それ以前の相談歴なし）
内容：本児の父が働かない。家賃滞納により 3 月中に退去しなければならない。離婚を考えている。本児の疾患（一型糖尿病）の関係で専門病院のある仙台での生活を希望。
対応：離婚後の経済状況の心配が主訴であるため、生活保護担当部署への相談を助言、同行し生活保護相談を案内した。また、離婚について市外郭団体で相談可能であることを連絡し、リーフレットを手交した。
- 母、同日、同区役所生活保護担当部署にて面接を行う。（同部署でのそれ以前の相談歴なし）
対応：生活保護制度について説明。本児、本児のきょうだいを連れて離婚、転居後に再度相談の約束。
- 平成 31 年 3 月 27 日区役所に本児の母が相談のため来所。
内容：本児が疾患（一型糖尿病）を抱えており、小児慢性特定疾患の住所変更について相談有。
対応：児童手当住所変更の相談もあったため、保険年金担当部署を案内した。

2. 家族の状況（年齢は事件当時）

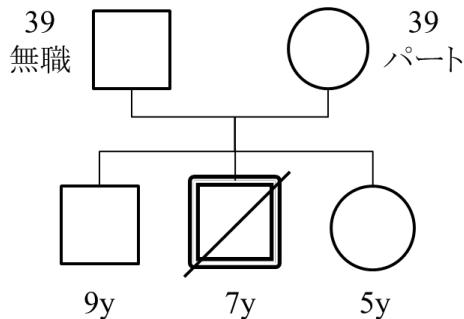
実父（39 歳）同居

実母（39 歳）同居

本児（第 2 子）（7 歳）－

本児のきょうだい（第 1 子）（9 歳）同居

本児のきょうだい（第 3 子）（5 歳）同居



3. 事件に至る経過

時期	本児および家族の状況	区役所の対応内容
平成 21 年 (2009 年)	父、母結婚。	
平成 21 年 (2009 年) 11/26	本児のきょうだい出生。	きょうだいについて乳幼児健診受診あり(3~4か月育児教室のみ不参加)
平成 23 年 (2011 年) 6/27	本児出生。	本児について乳幼児健診受診あり(3~4か月育児教室のみ不参加だが母から電話で聞き取りあり)
平成 25 年 (2013 年) 8/3	本児のきょうだい出生。	きょうだいについて乳幼児健診受診あり(3~4か月育児教室のみ不参加)
平成 29 年 (2017 年) 1 月下旬	父、仕事を休みがちになる。	
2/28	父、心療内科を受診。抑うつ状態であると診断される。	
11 月下旬	父、職場でパワーハラスメント、セクシャルハラスメントがあったとして懲戒処分となる。	
平成 30 年 (2018 年) 5/11	父、双極性感情障害(躁うつ病)と診断される。 以降通院なし。	
5/31	父、退職し無職となる。	
6 月	本児、1型糖尿病と診断され病院に入院する。	
7/6	本児、病院を退院する。	
平成 31 年 (2019 年) 2 月	母、飲食店で働き始める。	
3/12		母、離婚後の公的支援について相談のため来所。経済的な心配を訴えたため生活保護担当部署を案内。生活保護担当部署では生活保護制度について説明。
3/24	父と母の別居が決まり、父が 3 月 29 日、母と本児らが 3 月 30 日に出ていくことになる。	
3/27	母、19 時頃出勤。 本児ら、21 時頃就寝。 父、23 時頃本児の頸部を圧迫し殺害。	母、小児慢性特定疾病医療費支給にかかる住所変更のため来庁。 あわせて児童手当の住所変更のための窓口を案内した。
3/28	母、1 時 30 分頃帰宅。 父、3 時頃自宅ベランダで自分の腹を包丁で刺す。 母、7 時頃本児が冷たくなっているのに気づく。 父、7 時 26 分 110 番通報。	

4. 裁判の傍聴から明らかになった事実

- ・父は平成 29 年 1 月頃から双極性感情障害（躁うつ病）に罹患しており、事件当日はうつ状態であった。
- ・精神鑑定の結果、双極性感情障害が犯行に与える影響は全くないわけではないが、父の責任能力は認められるとされた。
- ・3 月 24 日に本児の父と母との話し合いの上で離婚を前提とした別居をすることに決まり、3 月 29 日に父が、3 月 30 日に母と本児らが出ていくことになっていた。
- ・事件以前は父から本児への虐待や母への DV はなかった。

5. 事例 2 の検証を通じての問題提起

- ・父は双極性感情障害に罹患しており、平成 30 年 5 月に離職して以降は、時々アルバイト等に従事する程度で定職に就くことができず、経済的に困窮していた。
- ・定職に就くためには、双極性感情障害の治療が必要であるが、父は処方された薬をきちんと服用せず、平成 30 年 5 月を最後に通院も途絶えていた。
- ・父が本児を殺害した動機として語ったのは「家族と離れたくなかった。離れるくらいならみんな殺して自分も死のう」というものであった。
- ・そもそも父と母及び本児らが別居することになった原因は、父が定職に就かず生活に困窮していることであるから、まずは働くことのできない要因である双極性感情障害の治療を再開することが必要であり、父の通院を後押しするための支援が必要であった。
- ・父本人、母、その他の身内等の誰からも父の精神障害について関係機関への相談はなかった。
- ・関係機関につながっていれば、通院の支援等を行うことができたのではないか。

IV 問題解決に向けての提言

今回の事例検証で分かった事実と課題に対し、以下の点を提言する。なお、番号は事例で挙げた課題と対応している。

1－(1) 同居家族がいても支援を受けられない妊産婦への支援のあり方の再考

同居家族がいる、または実家が近くにある場合は、支援が受けられるものと思いがちだが、必ずしも支援が受けられるとは限らない。必要な支援を受けられるのか正しく見極め、支援が見込めない養育に課題のある妊産婦に対しては、母子生活支援施設への入所等、母子のみの世帯と同等の支援を検討する余地がある。

1－(2) 対象者支援のあり方の再考

母は措置児童の保護者であり、児童相談所が家庭復帰にむけた支援を行っている途中であった。児童相談所が措置児童の家庭復帰の条件として祖母宅での生活や家族からの養育支援を明示したわけではないが、母がそのように理解して行動していた。

「母への支援」という観点でも、「措置児童の保護者への指導」という観点でも、母を中心とする世帯の養育環境の整備が必要ということでは一致している。母の抱える困難さをくみ取って、支援の方針を検討する必要があり、関係機関には次の事項についてさらなる努力が求められる。

- ・誤解をまねかないとための支援方針の説明方法の改善
- ・親の困窮状況を把握できるようにするための信頼関係の構築
- ・区役所と児童相談所間での支援方針の調整

1－(3) 多胎妊娠・多胎育児世帯への支援の取り組み

母一人で双子育児をしていたことが、事件の要因としてあげられる。多胎育児世帯への支援については、育児ヘルパー派遣で通常よりも利用回数を増やしているところであり、利用できる行政サービスについて丁寧な説明を行うほか、民間の支援機関などの情報も積極的に提供していくことが重要である。

1－(4) 関係機関との情報共有の強化

多くの支援機関が関わり、複数の目で家庭を見ていくことで、正確に状況を把握することが可能になる。各関係機関が持つ情報を共有することにより、母子の状況に応じた支援ができる可能性が高まると考えられる。

また、双子の育児負担、経済的困窮、世間体を気にする心理に起因した居所の移動など母の抱える問題については、母が関係機関に対して虚偽の説明を繰り返しており、このことが正確な状況把握を妨げる一因になっていた。しかし、こうした情報でも各関係機関が適時共有できれば、実態の把握につながる推定は一定程度可能であり、今回の事例のように、年齢が低い乳児など、リスクが大きい場合には、危機感をもって情報共有をすべきと考えられる。

従来から要保護児童対策地域協議会のケース会議や実務者会議で情報の共有はされているものの、一定期間を経ての共有となっており、より即時性のある共有の仕組み及び要保護児童対策地域協議会構成機関による地域での支援と情報共有の在り方について検討する必要がある。

1- (5) 予期しない妊娠からの児童虐待を防ぐための取り組み

経済的に安定した環境で子育てをするために、予期しない妊娠をしないようにするにはどうすればよいか、また、妊娠した時にどのような対応をすればよいか知っておくことは重要である。市は思春期の保健健康教育や若年層への啓発を行ってきたところであり、これらの取り組みを継続していくとともに、課題を抱える妊婦に対し、できる限り早い時期からの支援を充実させることが重要である。

本件ケースを含む当該家庭の児童の父に当たる男性は3名とも妊娠判明後、行方が分からなくなり連絡が取れない状況となっている。従来、女性中心に啓発しているが、男性向けにもあわせて啓発が求められる。

2- (1) 悩みを抱える方に対する相談窓口の周知強化・充実

精神障害やそれに伴う経済的な問題についての相談窓口は設けられているものの、その存在を知らず、家庭内の問題を身内だけで解決したいと感じると、なかなか相談に結びつかない。精神に関する相談も育児に関する相談と同様に気軽に相談できることや、相談窓口の周知に一層努めるべきである。

V 委員名簿

仙台市社会福祉審議会 児童福祉専門分科会 措置・里親審査部会

部会長	塙野 悅子	宮城大学看護学部教授
副部会長	村田 祐二	仙台市医師会（仙台市立病院副院長）
委 員	佐藤 亜矢子	仙台市民生委員児童委員協議会主任児童委員
委 員	土倉 相	仙台市児童養護施設協議会
委 員	内藤 梢	仙台弁護士会
委 員	中嶋 嘉津子	仙台市ほほえみの会会长

VI 検証会議の開催状況

第1回 令和元年7月（事例1・第1回／事例2第1回）

- ・検証の目的等について
- ・検証対象事例の概要について
- ・検証の進め方等について

第2回 令和元年9月（事例1・第2回）

- ・事実経過の確認
- ・今後のヒアリングの実施についての意見交換

第3回 令和2年1月（事例1・第3回）

- ・ヒアリングについての報告
- ・当該事案における課題の抽出

第4回 令和2年3月（事例1・第4回）

- ・課題の解決に向けての提言の検討
- ・検証報告書（案）の検討

第5回 令和2年7月（事例1・第5回／事例2第2回）

- (事例2) • 事実経過の確認
(事例2) • 当該事案における課題の抽出
(事例2) • 課題の解決に向けての提言の検討
(事例1, 2) • 検証報告書（案）の検討

第6回 令和2年9月（事例1・第6回／事例2第3回）

- ・最終検証報告書の承認

児童虐待死亡事例検証報告書
(平成 31 年 1 月発生事例、平成 31 年 3 月発生事例)

仙台市社会福祉審議会児童福祉専門分科会
措置・里親審査部会

仙台市子供未来局子供育成部子供家庭支援課
〒980-0011 宮城県仙台市青葉区上杉一丁目 5 番 12 号
TEL 022-214-8180 (直通) FAX 022-214-8610